

令和8年度学校いじめ防止基本方針

長崎県立佐世保商業高等学校

基本方針で目指す生徒像

- 相手の気持ちを常に思いやり、いじめは絶対に「しない」「させない」「許さない」たくましく心豊かな生徒の育成を目指す。

いじめ防止への取組

【教職員】

- 校内指導体制の確立
- 生徒の自己肯定感の育成
- 学校基本方針の周知
- 道徳教育の充実
- 生徒の自己指導力の育成
- 人権同和教育
- 学校基本方針による取り組みの評価
- 校内研修の実施

【生徒】

- 生きることの大切さについて考える
- 携帯電話・インターネットの利用への細心の注意
- 諸活動への積極的な取組

【保護者】

- 家族団欒
- 研修会への参加

早期発見への取組

【教職員】

- 個別面談
- 保護者面談・情報交換
- 学年での取組と対応
- 校門指導・校内巡視
- 保護者との情報交換
- 定期アンケートの実施
- 校内相談体制の充実
- 相談機関等の周知

【生徒】

- 友人への相談
- 身近な大人への相談

【保護者】

- 子どもの様子の把握
- 学校への相談
- 学校への情報提供

いじめ対策委員会

【役割】

- いじめ対策の年間計画
- いじめの相談・通報窓口
- 情報収集・記録・情報共有
- いじめ問題対応の中核

【校内構成メンバー】

- 校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・保健主事・学年主任・関係学級担任・養護教諭

【外部委員】

- 外部専門家・学校評議員

※基本方針が適切に機能しているか、対策委員会が必要に応じて見直す

いじめに対する措置

【教職員】

- 事実の把握と早期の対応
- 組織的な対応
- 被害生徒・保護者への支援
- 加害生徒への指導
- 保護者への協力依頼
- 集団への働きかけ
- 事後指導の継続
- ネット上のいじめへの対応

【生徒】

- 事実調査への協力
- 校紀委員会による活動

【保護者】

- 問題解決に向けての学校への協力
- 子どもとの会話

P T A 及び関係機関等との連携

- 担任・保護者間の相互連携
- 開かれた学年・学級 P T A
- 積極的な広報活動
- いじめ防止研修
- 学校開放
- 外部委員との相談
- 関係機関との相談及び紹介

重大事態への対応

- 県教育委員会への報告
- 具体的な事実調査
- 生徒の学校生活の安定
- 適切な情報提供
- 教職員の授業・校務等の正常化
- P T A への説明
- 関係機関との連携
- 報道機関への対応

【補足】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）